

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン クルメコウギョウダイガク 学校法人久留米工業大学								
フリガナ大学の名称	クルメコウギョウダイガク 久留米工業大学 (Kurume Institute of Technology)								
大学本部の位置	福岡県久留米市上津町2228-66								
大学の目的	建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として広く知識を授けると共に、深く工業に関する専門の学術を研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	近年、本学では志願者数や収容定員の充足状況の改善を図りつつ、多様な学生を受入れ、社会から求められる人材育成を目的として改革に取り組んできた。今般の収容定員変更では、本学の社会貢献、地域貢献等の役割や機能を維持しつつ、受験生からの高い進学需要への積極的な対応、就職状況も鑑み、大学全体の入学定員は変えずに2学科の定員を見直し、入学定員充足率の適正化を図ることを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	工学部 (Faculty of Engineering) 交通機械工学科 (Department of Transport Mechanical Engineering)	4年	60 (70)	8 人	256 (296)	学士(工学) (Bachelor of Engineering)	令和5年4月 第1年次	福岡県久留米市上津町 2228-66	
	情報ネットワーク工学科 (Department of Information and Network Engineering)	4年	90 (80)	4 人	368 (328)	学士(工学) (Bachelor of Engineering)	令和5年4月 第1年次	福岡県久留米市上津町 2228-66	
計	—	—	—	—	—	—	—	—	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	○入学定員を変更する場合 工学部 交通機械工学科[定員減] (△10)(令和5年4月) 情報ネットワーク工学科[定員増] (10)(令和5年4月)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	交通機械工学科	7人 (7)	4人 (4)	0人 (0)	3人 (3)	14人 (14)	0人 (0)	-人 (-)
		情報ネットワーク工学科	5 (5)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	- (-)
		計	12 (12)	10 (10)	0 (0)	4 (4)	26 (26)	0 (0)	- (-)
	既設	機械システム工学科	4 (4)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	8 (8)	0 (0)	- (-)
		建築・設備工学科	5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	- (-)
		教育創造工学科	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	- (-)
		共通教育科	5 (5)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	- (-)
		基幹教育センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	- (-)
インテリジェント・モビリティ研究所		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	- (-)	
AI応用研究所		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	- (-)	
計	20 (20)	12 (12)	3 (3)	4 (4)	39 (39)	0 (0)	- (-)		
合計	32 (32)	22 (22)	3 (3)	8 (8)	65 (65)	0 (0)	- (-)		

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		30 人 (30)	20 人 (20)	50 人 (50)					
	技 術 職 員		6 (6)	0 (0)	6 (6)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	2 (2)	2 (2)					
	計		37 (37)	24 (24)	61 (61)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	42,785㎡	0㎡	0㎡	42,785㎡					
	運 動 場 用 地	38,479㎡	0㎡	0㎡	38,479㎡					
	小 計	81,264㎡	0㎡	0㎡	81,264㎡					
	そ の 他	31,123㎡	0㎡	0㎡	31,123㎡					
	合 計	112,387㎡	0㎡	0㎡	112,387㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		112,387㎡ (112,387㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	112,387㎡ (112,387㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	/									
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数					
					室					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	/									
	計									
図書館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には 電子書籍を含む
		教員1人当たり研究費等	/	1,614千円	1,614千円	1,614千円	1,614千円	-千円	-千円	
		共同研究費等	/	25,761千円	25,761千円	25,761千円	25,761千円	-千円	-千円	
		図書購入費	2,200千円	2,200千円	2,200千円	2,200千円	2,200千円	-千円	-千円	
	設備購入費	89,813千円	89,813千円	89,813千円	89,813千円	89,813千円	-千円	-千円		
	学生1人当たり納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,400千円	1,180千円	1,180千円	1,180千円	-千円	-千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入 等							

大学等の名称	久留米工業大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	工学部								
	機械システム工学科	4	50	3年次 4	208	学士(工学)	1.17 1.26	1976年	福岡県久留米市上津町2228-66
	交通機械工学科	4	70	3年次 8	296	学士(工学)	0.78	1976年	
	建築・設備工学科	4	80	3年次 4	328	学士(工学)	1.30	1976年	
	情報ネットワーク工学科	4	80	3年次 4	328	学士(工学)	1.35	1985年	
	教育創造工学科	4	40	-	120	学士(工学)	1.10	2007年	
	大学院								同上
	エネルギーシステム工学専攻	2	5	-	10	修士(工学)	0.83 0.90	1995年	
	電子情報システム工学専攻	2	5	-	10	修士(工学)	1.10	1995年	
	モビリティシステム工学専攻	2	5	-	10	修士(工学)	0.50	2007年	
附属施設の概要	<p>名称：学術情報センター（図書館・情報館） 目的：学術情報センターは、図書、雑誌等の情報提供を行う図書館機能と情報教育をサポートする情報処理・情報通信機能を併せ持ち、本学における教育・研究活動を支援することを目的とする。 所在地：福岡県久留米市上津町2228-66 設置年月：平成26年4月 規模：2,126.48㎡（1,271.68㎡・854.8㎡）</p> <p>名称：インテリジェント・モビリティ研究所 目的：インテリジェント・モビリティ研究の推進を図るとともに、その研究成果を社会に貢献することを目的とする。 所在地：福岡県久留米市上津町2228-66 設置年月：平成27年12月 規模：796.30㎡</p> <p>名称：航空宇宙実習棟（AEC:Aerospace Education Center） 目的：「先端交通機械」「航空宇宙開発」「航空機整備」の高度な先端情報技術や航空宇宙工学を学ぶことを目的とした教育施設。 所在地：福岡県久留米市上津町2228-66 設置年月：平成31年3月 規模：976.25㎡</p> <p>名称：AI応用研究所 目的：AI技術による地域産業の課題解決やAI技術者の育成を目的とする。 所在地：福岡県久留米市上津町2228-66 設置年月：令和2年4月 規模：86.28㎡</p>								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

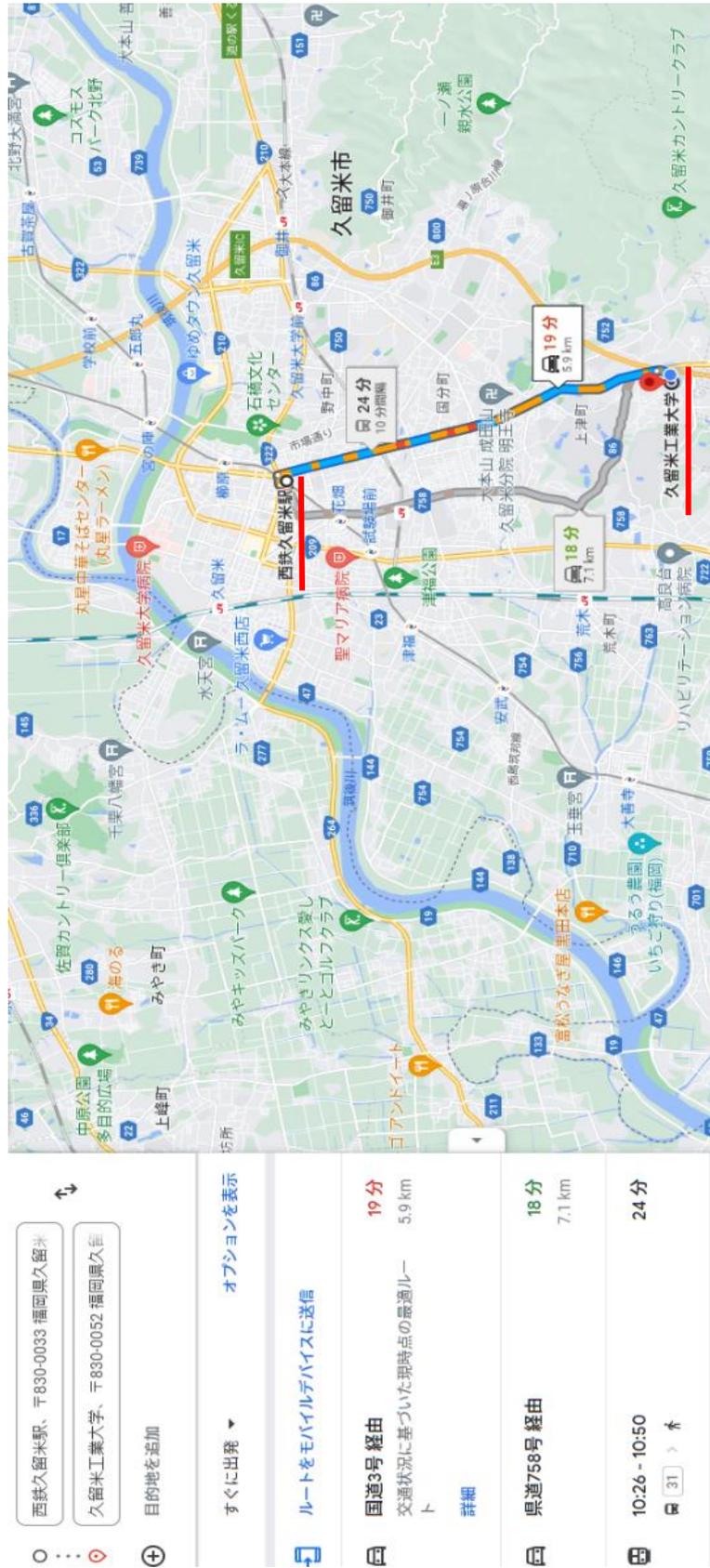
学校法人久留米工業大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
久留米工業大学				久留米工業大学				
工学部				工学部				
		3年次				3年次		
機械システム工学科	50	4	208	機械システム工学科	50	4	208	
		3年次				3年次		
交通機械工学科	70	8	296	交通機械工学科	60	8	256	定員変更(△10)
		3年次				3年次		
建築・設備工学科	80	4	328	建築・設備工学科	80	4	328	
		3年次				3年次		
情報ネットワーク工学科	80	4	328	情報ネットワーク工学科	90	4	368	定員変更(10)
教育創造工学科	40	0	160	教育創造工学科	40	0	160	
計				計				
		3年次				3年次		
	320	20	1320		320	20	1320	

(1) 都道府県における位置関係の図面

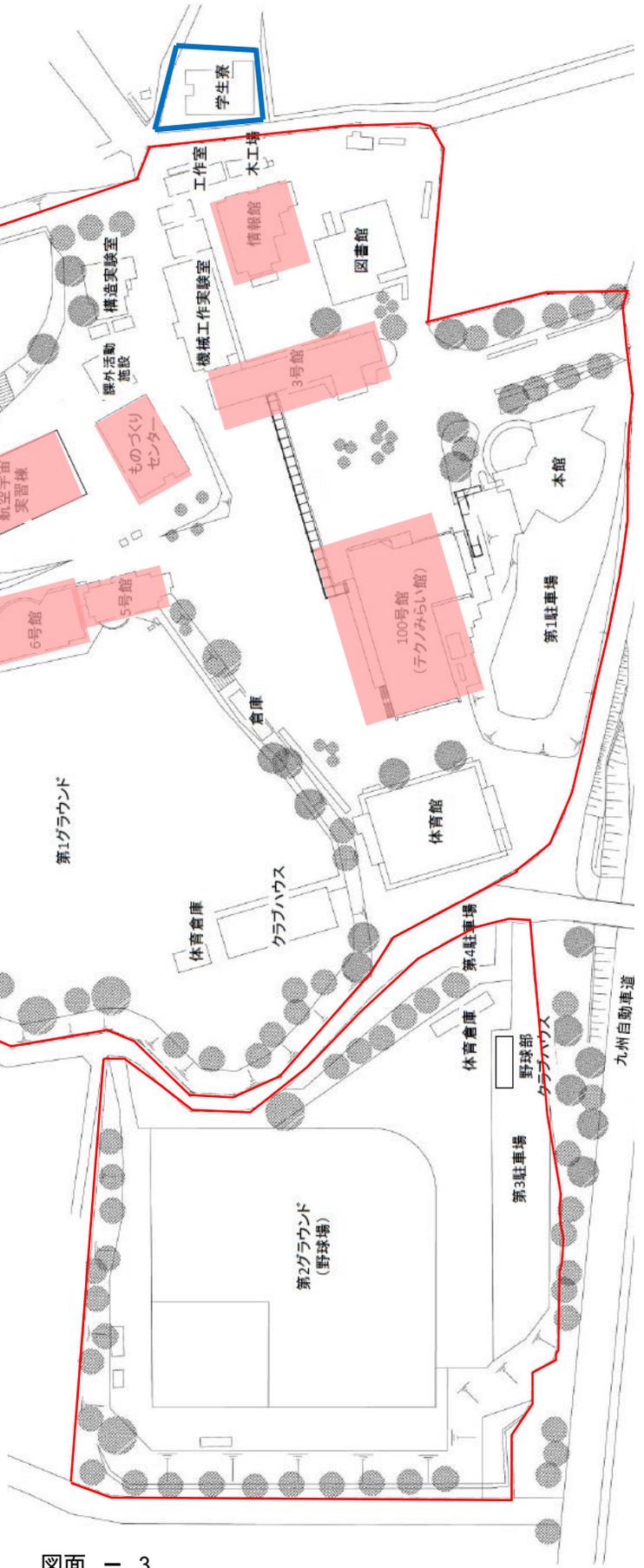
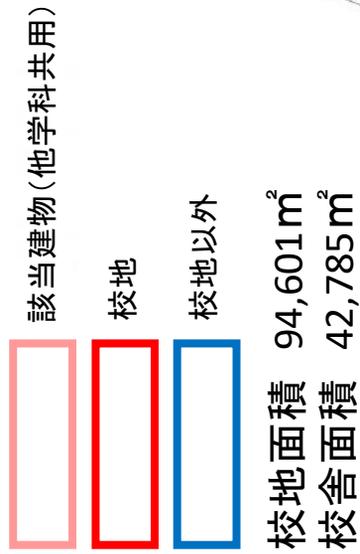


(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



※車で約19分
距離5.9Km

(3)校舎、運動場等の配置図 向野キャンパス



図面 1 3

(1) 学則案の全文

○久留米工業大学学則（案）

第1章 総則

（目的及び使命）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

（認証評価）

第2条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 第1項の教育研究等の点検及び評価に関する事項については、学長が定める。

第2章 学部、学科、大学院、入学定員、編入学定員、収容定員及び修業年限

（学部、学科、大学院、入学定員、編入学定員及び収容定員）

第3条 本学において設置する学部、学科、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学部	機械システム工学科	50	4	208
	交通機械工学科	60	8	256
	建築・設備工学科	80	4	328
	情報ネットワーク工学科	90	4	368
	教育創造工学科	40		160

（教育研究の目的）

第3条の2 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学科は、機械工学及びIT（情報技術）に関する基礎知識の修得のための実験・実習・演習に重点を置いた実践的な教育を行い、モノづくりに必要な応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(2) 交通機械工学科は、自動車や航空宇宙機の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、自動運転や人工知能などの先進的なモビリティ技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(3) 建築・設備工学科は、建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。

(4) 情報ネットワーク工学科は、情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。

(5) 教育創造工学科は、工学の基礎知識の上に、理科、数学の専門分野に応じて実験・演習に重点を置いた教育を行い、理数科の教育に関して興味や面白さが伝えられる実践力のある教員を育成することを目的とする。

第3条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学学部の修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第7条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 4月23日

春季休業日 3月26日から4月1日まで

夏季休業日 8月1日から9月23日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第9条 本学において開設する共通教育科目（人文社会・保健体育・自然科学・言語・総合教育）及び専門教育科目並びに教育職員免許状を取得する者のため教職に関する専門科目に関する授業科目及びその単位数は、学長が定める。

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項により与えることができる単位数は、第18条の卒業するために必要な単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第10条の2 本学は、授業、研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修等について必要な事項は、別に定める。

第5章 授業科目の履修の方法及び学習の評価

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほか学長が定める。

(履修すべき科目の登録)

第12条 学生は、毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し又は単位を取得することはできない。既に単位を取得した授業科目は、再履修することはできない。

(成績評価基準等の明示)

第12条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 成績評価基準等の明示についての必要な事項は、別に定める。

(単位)

第13条 各授業科目の単位数は、学長が定める。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与及び認定)

第14条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、筆記又は口述による試験、論文その他の方法によるものとする。ただし、演習、実験、実習及び体育実技等については、平常の成績により認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第14条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 14 条の 3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 14 条の 2 第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 14 条の 4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 14 条の 3 第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 14 条の 2 第 1 項及び前条第 1 項において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(試験等の時期)

第 15 条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは臨時に行うことができる。

(学修の評価)

第 16 条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。また、修得単位認定を認とする。

2 前項の具体的内容は、別に定める。

第 6 章 課程修了の認定及び卒業

(授業科目修了の認定)

第 17 条 授業科目修了の認定は、原則として学年末に行う。ただし、前期末に終了する授業科目修了の認定は、前期末にこれを行うことができる。

(卒業の要件)

第 18 条 本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、124 単位以上を修得しなければならない。

(課程修了の認定及び卒業)

第 19 条 本学に 4 年（第 25 条第 1 項、同条第 4 項、第 25 条の 2 第 1 項及び第 26 条第 1 項の規定により入学した者については、それぞれ定められた在学すべき年数）以上在学し、前条に定める単位数を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、別紙様式により学士（工学）の学位を授与する。

第 7 章 免許及び資格等

(資格の取得)

第 20 条 教育職員免許状を得ようとする者は、第 18 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位数を修得しなければならない。その修得した授業科目及び単位数に応じ、次の種類の教育職員免許状の授与を受けるための所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類	免許状授与の所要資格を得させる課程を置く学科	備考
中学校一種	数 学	教育創造工学科	

中学校一種	理 科	教 育 創 造 工 学 科	
高等学校一種	工 業	機 械 シ ス テ ム 工 学 科 交 通 機 械 工 学 科 建 築 ・ 設 備 工 学 科 情 報 ネットワーク工学科	
高等学校一種	情 報	情 報 ネットワーク工学科	
高等学校一種	数 学	教 育 創 造 工 学 科	
高等学校一種	理 科	教 育 創 造 工 学 科	

第 20 条の 2 交通機械工学科の学生で第 18 条に規定する卒業の要件をみたした者は、道路運送車両法第 55 条第 3 項により自動車整備士（2 級ガソリン自動車整備士・2 級ジーゼル自動車整備士）の技能検定を受けることができる。

（授業科目及び履修方法）

第 21 条 前条に定める資格を得るための授業科目及び単位の履修方法は、学長が定める。

第 8 章 入学、転入学、編入学、転学科、休学、退学、復学、 除籍及び再入学

（入学の時期）

第 22 条 本学の入学、転入学、編入学及び再入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

（入学することのできる者）

第 23 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学検定に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定合格者を含む。）
- (7) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

2 学長は前項に定めるものについて、教授会の意見を聴き、入学を許可する。

（入学検定料）

第 24 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学検定料の額は、別表第 1 のとおりとする。願書の提出時期、方法、提出すべき書類は、学長が定める。

（編入学）

第 25 条 第 3 条の規定により、本学に編入学を希望する者については、選考のうえ入学を許可する。

2 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - (3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
 - (4) 専修学校専門課程修了者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
 - (5) 高等学校の専攻科（修業年限が2年以上）を修了した者
 - (6) 外国の短期大学及び外国の短期大学の課程を有する教育施設で、文部科学大臣が指定する課程を我が国において修了した者
 - (7) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (8) その他本学において、前各号に定める者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 前項により編入学を許可された者が編入学前に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校の専攻科で修得した単位の本学における取扱いについては、学長が決定する。
 - 4 第1項の規定に定めるほか、欠員がある場合で本学に編入学を希望する者については、選考のうえ入学を許可することがある。
 - 5 前項により入学を許可された者の既に履修した授業科目、単位数及び在学すべき年数については、学長が決定する。
 - 6 編入学について必要な事項は、学長が定める。

(転入学・転学科)

- 第25条の2 本学に転入学を希望する者、又は本学の学生で転学科を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。
- 2 前項により入学を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の認定及び在学すべき年数については、学長が決定する。
 - 3 転入学及び転学科について必要な事項は、学長が定める。

(再入学)

- 第26条 第30条又は第30条の2により本学を退学した者が、退学後再入学を希望するときは、選考のうえ再入学を許可することがある。
- 2 この場合、退学前に取得した単位の全部又は一部を既に取得したのものとして認めることがある。この認定は、学長が行う。
 - 3 再入学について必要な事項は、学長が定める。

(外国人の入学)

- 第27条 外国人で入学を志願する者があるときは、特別の選考により入学を許可することがある。
- 2 外国人学生について必要な事項は、学長が定める。
 - 3 外国人留学生について必要な事項は、学長が定める。

(入学に関する手続等)

- 第28条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に保証人連署の誓約書及びその他本学が指定する書類を提出しなければならない。
- 2 前項の手続きを怠った者には、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

- 第29条 保証人は、学生在学中の一切の事項について責任を負うものとする。
- 2 保証人は、父母又は成年の親族とする。
 - 3 保証人が死亡又は前項の資格を失ったとき、氏名、住所等に変動があったとき、あるいは保証人を変更したときは、その事由を詳記し新保証人連署のうえ、学長に届け出、その許可を得なければならない。

(願いによる退学)

- 第30条 退学しようとする者は、その理由を詳記し正副保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。
- (授業料等未納による退学)

第30条の2 授業料等の納付を怠り、督促しても納入しない者には学長は退学を命ずる。

(死亡による退学)

第30条の3 学生が病気、事故等により死亡した場合は退学とする。

2 学生が死亡した日をもって退学とする。

(転学・留学)

第31条 他の大学等への転学又は外国の大学等への留学を希望する者は、正副保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 前項の留学した期間は修業年限に算入することができる。

3 転学・留学について必要な事項は、学長が定める。

(休学)

第32条 病気その他やむを得ない事情により、3か月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第33条 休学の期間は引続き2年とし、通算3年を超えることができない。

2 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第34条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

(1) 第4条に規定する在学年限を超えた者

(2) 行方不明の者

第9章 入学料、授業料及びその他の費用

(入学料)

第36条 本学に入学を許可された者は、入学料を納入しなければならない。

2 入学料は、別表第2のとおりとする。入学料について必要な事項は、学長が定める。

(授業料)

第37条 本学の学生は、在学期間中、授業料を納入しなければならない。

2 授業料は別表3のとおりとし、納入の時期、納入方法等必要な事項は、学長が定める。

3 授業料は、休学中の場合も納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められたときは、願い出によって免除することができる。

(授業料の減免)

第37条の2 経済的理由によって、納付が困難と認められ、かつ、学業優秀と認められるとき、その他やむを得ない事情があると認められるときは、授業料を減免することができる。

2 授業料の減免について必要な事項は、学長が定める。

(退学等の場合の授業料)

第38条 第30条により退学若しくは第31条により転学した者、第52条により退学を命ぜられた者又は停学中の者は当該期間の授業料全額を納入しなければならない。

(その他の費用)

第39条 授業料のほか、教育充実費を徴収する。

2 前項に規定する納入金の年額は、別表第3のとおりとする。

(納入した入学料、授業料等の取扱い)

第40条 既納の入学料、授業料及び教育充実費は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が本学が定める期日までに入学を辞退した場合は、申し出により徴収した授業料及び教育充実費を返還する。

第10章 教職員組織

(教職員)

第41条 本学に、学長、副学長、学長補佐、学術情報センター長、地域連携センター長、研究所長、IR推進センター長、基幹教育センター長及び学科長を置く。

2 本学に事務局を置き、事務局長、事務局次長、担当次長、課長、課長補佐、係長及び主任を置く。

3 前2項に定める職員の職務分掌については、学長が定める。

第42条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員及びその他の職員を置く。

第11章 教授会

(教授会)

第43条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生

(研究生)

第44条 本学の卒業生、他の大学卒業生及びこれに準ずる者で本学教授指導のもとに、特定の事項について研究を志願する者があるときは、学長が選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、学長が定める。

3 外国人研究生について必要な事項は、学長が定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者から一又は複数の授業科目の履修の願い出があったときは、科目等履修生として受け入れることができる。ただし、高等学校に在学している者は、当該学校長の推薦があるものに限る。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができるものとし、単位の認定については、第14条の規定を準用する。

3 科目等履修生について必要な事項は、学長が定める。

(特別聴講学生)

第46条 大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）間の相互単位互換協定に基づき、他の大学の学生を特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、学長が定める。

(委託生)

第47条 官公庁その他の団体（以下「委託者」という。）から履修する科目を定めて委託生として願い出があったときは、学長が許可することができる。

2 委託生の在学期間は1年以上とする。

3 委託生の諸費用は委託者から徴収する。

4 委託生について必要な事項は、学長が定める。

(諸規則の遵守)

第 48 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生は、正規の学生と同じく諸規則を遵守しなければならない。

第 13 章 育英

(育英)

第 49 条 本学に在学する学生で、学業人物ともに良好かつ健康である者、その他本学が特に必要と認めた者に対し育英事業を行う。

2 育英事業に関する必要な事項は、学長が定める。

第 14 章 賞罰

(表彰)

第 50 条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長が表彰する。

(罰則)

第 51 条 本学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、教授会の意見を聴き、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の訓告、停学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良と認められる者

(2) 正当な理由がなく出席が常でない者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(懲戒による退学)

第 52 条 次の各号の一に該当する学生に対しては、教授会の意見を聴き、学長が退学を命ずることがある。

(1) 懲戒をうけたあと、なお性行不良にして、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 懲戒をうけたあと、なお正当の理由がなく出席が常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 15 章 公開講座

(公開講座の開設)

第 53 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を設ける。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 16 章 学術情報センター及び附属施設

(学術情報センター及び附属施設)

第 54 条 本学に学術情報センターを置く。

2 学術情報センターに関し必要な事項は、学長が定める。

第 54 条の 2 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、別に定める。

第 17 章 研究所等

(研究所等)

- 第 55 条 本学にインテリジェント・モビリティ研究所を置く。
 2 インテリジェント・モビリティ研究所に関し必要な事項は、別に定める。
- 第 55 条の 2 本学に AI 応用研究所を置く。
 2 AI 応用研究所に関し必要な事項は、別に定める。

第 18 章 福利厚生、補導施設

(福利厚生、補導施設)

- 第 56 条 本学に福利厚生、補導のための施設として、学生相談室、学生寮、医務室、食堂、売店等を置く。
 2 学生相談室等の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

第 19 章 社会貢献

(社会貢献)

- 第 57 条 本学において、教育基本法及び学校教育法に定めるところによる社会貢献に資するため、次の各号に掲げる事項を推進する。
 (1) 地域社会及び自治体との連携
 (2) 産業界との連携
 (3) 国内外の教育研究機関との連携及び国際交流

第 20 章 運営組織

(企画会議)

- 第 58 条 本学の経営戦略及び管理運営の立案と、その有効性を審議するため企画会議を置く。
 2 企画会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長会議)

- 第 59 条 本学の教育研究及び管理運営に関する必要な事項を審議するため学科長会議を置く。
 2 学科長会議に関し必要な事項は、別に定める。

第 21 章 学則の改正

(学則の改正)

- 第 60 条 本学則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
 2 昭和 51 年度から昭和 53 年度において、工学部「機械工学科・交通機械工学科・建築設備工学科」の総定員（収容定員）は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学科	昭和 51 年度	昭和 52 年度	昭和 53 年度
機 械 工 学 科	140	210	280
交 通 機 械 工 学 科	120	180	240
建 築 設 備 工 学 科	120	180	240

附 則

- 1 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 52 年度から昭和 53 年度において別科自動車工業専修の総定員は、第 44 条第 2 項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 課程	昭和 52 年度	昭和 53 年度
別科自動車工業専修	50	100

附 則

- 1 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 53 年度から昭和 54 年度において別科自動車機械専修の総定員は、第 44 条第 2 項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 課程	昭和 53 年度	昭和 54 年度
別科自動車機械専修	50	100

附 則

この学則は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。
(機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科の授業科目及び単位数の一部変更)

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
(入学することのできる者、休学の期間、入学検定料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
(開設授業科目及びその単位数、卒業の要件、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
(入学検定料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
(卒業の要件、教職員、教授会、開設授業科目及びその単位数、入学検定料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
昭和 60 年度から昭和 62 年度において、工学部電子情報工学科の総定員（収容定員）は、第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学部・学科	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度
工学部 電子情報工学科	60 名	120 名	180 名

(学科及び学生定員、単位取得及び単位数、施設拡充費、別科施設充実費の改正、授業料の減免、別科学生の準用の追加)

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(単位取得の認定追加、卒業の要件の改正、編入学・転入学の改正及び追加、教授会の審議事項の追加、交通機械工学科の専門基礎教育科目及び単位数並びに専門教育科目単位数の改正、入学科及びその他の経費の改正、別科入学科及び施設充実費の改正)

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず昭和 62 年度から昭和 70 年度までの間の入学定員及び昭和 62 年度から昭和 64 年度の総定員は、次のとおりとする。

年度 学科	入学定員	総 定 員		
		62 年度	63 年度	64 年度
機 械 工 学 科	90	300 名	320 名	340 名
交 通 機 械 工 学 科	90	270 名	300 名	330 名
建 築 設 備 工 学 科	80	260 名	280 名	300 名
電 子 情 報 工 学 科	80	200 名	280 名	300 名

(機械工学科の専門基礎教育単位数の改正、工学部及び別科の施設拡充費及び授業料の改正)

附 則

この学則は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

(工学部及び別科の入学検定料の改正)

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(工学部及び別科の入学科の改正)

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(工学部の開設授業科目及び単位数の一部変更、授業料の改正)

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(教育職員免許状を得させるために必要な授業科目及び単位数等の改正、入学検定料の改正)

附 則

この学則は、平成 2 年 12 月 11 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

(学年暦の改正、別科の教育課程及び単位数の一部改正)

附 則

この学則は、平成 3 年 3 月 13 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

(再入学、入学に関する手続等、保証人、退学、除籍、入学科、退学等の場合の授業料、教職員、福利厚生、補導施設、交通機械工学科の授業科目及び単位数の一部変更)

附 則

この学則は、平成3年5月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、授業料、教育充実費については、平成4年度入学者から適用する。

(施設拡充費の名称変更及び授業料、その他の費用等の改正)

附 則

この学則は、平成3年10月3日から施行し、平成3年9月30日から適用する。

(課程修了の認定及び卒業の改正、卒業証書・学位記様式の追加)

附 則

この学則は、平成3年12月6日から施行し、改正後の第40条の規定は平成3年8月9日、第42条の規定は、平成3年10月1日から適用する。

(教職員、教授会の一部変更、自己評価委員会の追加)

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

(授業日時数、開設授業科目及びその単位数、単位取得の認定、卒業の要件、外国人の入学、研究生の改正、工学部の授業科目及び単位数の一部変更)

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成6年度入学者から適用する。

(授業料の改正)

附 則

この学則は、平成5年5月28日から施行し、平成5年4月1日から適用する。ただし、開設授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については平成5年度入学者から適用する。

この学則の施行の際、現に特待生(運動特待生)として認定されている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(学部・学科及び収容定員、1年間の授業期間、開設授業科目及びその単位数、単位、授業科目修了の認定、卒業の要件、入学することのできる者、授業料、自己評価委員会、科目等履修生、諸規則の遵守の一部変更、教授会の審議事項及び育英の追加)

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(学期、休業日及び転学・留学の一部変更、資格の取得の一部追加)

附 則

この学則は、平成6年10月1日から施行し、平成6年5月19日から適用する。ただし、入学検定料については、平成7年度入学者から適用する。

(自己点検・評価委員会の一部変更、入学検定料の改正)

附 則

この学則は、平成6年12月2日から施行し、平成6年12月1日から適用する。ただし、大学院の関連による、第2章見出し第3条の2、第4条は平成7年3月16日から施行する。

(自己点検・評価委員会、修業年限及び在学年限、転学・留学、別科専修名及び入学定員の一部変更、大学院の追加)

附 則

この学則は、平成7年10月1日から施行する。ただし、授業料については、平成8年度入学者から適用する。

(課程修了の認定及び卒業の一部変更、その他の費用の一部改正)

附 則

この学則は、平成7年12月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

(授業科目及び単位数の一部変更)

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず平成8年度から平成11年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
工 学 部	機 械 工 学 科	90名	360名
	交通機械工学科	90名	360名
	建築設備工学科	80名	320名
	電子情報工学科	80名	320名

附 則

この学則は、平成9年5月27日から施行する。

(別科入学検定料の改正)

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、転学科については、平成10年3月12日から適用する。

2 開設授業科目及び単位数については、平成10年度入学者から適用する。

(授業科目及び単位数の変更、転学科の追加、学位記様式の改正)

附 則

この学則は、平成10年5月27日から施行し、平成11年度入学者から適用する。

(授業料の改正)

附 則

この学則は、平成10年12月3日から施行し、平成10年7月15日から適用する。

(入学検定料の改正)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(臨時定員の恒常化)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

(教育職員免許法改正による所要の改正及び卒業要件単位の取扱いの改正)

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(別科自動車機械専修の廃止)

- 2 別科自動車機械専修は、改正後の学則第 44 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該専修に在学する者が当該専修に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
(3 年次編入学受入れ)

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
(「情報」の免許教科の新設)

附 則

この学則は、平成 13 年 12 月 13 日から施行し、平成 13 年度後期の授業料から適用する。
(授業料の減免)

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 41 条については、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 機械工学科、建築設備工学科及び電子情報工学科は、改正後の学則第 3 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
(環境共生工学科の新設、学科名称の変更及び学生定員の変更)

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
(授業科目及び教授会審議事項を削除する修正)

附 則

この学則は、平成 14 年 12 月 2 日から施行する。
(入学前に修得した単位の取扱い及び授業料等返還の取扱いの改正)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(課程修了及び卒業の認定の取扱いの改正及び智能工学研究所の廃止)

附 則

- この学則は、平成 15 年 12 月 9 日から施行する。ただし、第 22 条については、平成 15 年 9 月 17 日から適用する。
(入学等の時期及び入学資格、編入学資格の改正並びに高大連携による高等学校在学者の受入れ及び単位互換協定に基づく他大学の学生の受入れ措置の新設)

附 則

この学則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
(副学長を置くことに伴う改正)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(認証評価制度の導入及び編入学資格等の一部改正)

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
(大学担当理事である学長への委任事項を明確にするための改正)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(教育創造工学科設置、教員組織の整備及び附属施設創造工房の設置、一級自動車整備士養成課程の設置に伴う改正)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、第 9 条については、平成 18 年 4 月 1 日から適用し、第 23 条 (6) については、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
(工学部の授業科目及び入学資格の変更に伴う改正)

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(大学設置基準の一部改正に伴う改正)

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(別科の廃止及び新入生スカラシップ奨学金の新設に伴う改正)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(学習支援センター及びものづくりセンターの設置、死亡による退学の追加、環境共生工学科の募集停止に伴う改正)

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 3 条の規定にかかわらず、その収容定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
工学部	機械システム工学科	215	215	220
	交通機械工学科	375	380	380
	建築・設備工学科	270	265	260
	情報ネットワーク工学科	300	280	260
	環境共生工学科	60	30	
	教育創造工学科	130	130	130

- 3 改正後の学則別表第 3 の規定は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度までの入学者については、従前の例による。
(学生定員の改正)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(編入学定員、収容定員の改正)

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(資格の取得、編入学出願資格の改正)

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条（学習の評価）の規定にかかわらず、平成 25 年度までの入学者については、なお従前の例による。
(環境共生工学科の廃止に伴う改正、学習の評価、教職員、学術情報センター及び附属施設の改正)

附 則

この学則は、平成 26 年 11 月 26 日から施行し、平成 26 年 6 月 11 日から適用する。
(地域連携センター設置に伴う組織の一部改正)

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(学校教育法の一部改正に伴う改正、教育創造工学科における「情報」の免許教科の廃止)

附 則

この学則は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。
(インターネット出願導入に伴う入学検定料の改正)

附 則

この学則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。
(インテリジェント・モビリティ研究所の設置及び教職員組織の整備に伴う改正)

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、授業料等改正については、平成 29 年度入学生から適用する。
(IR 推進センター、基幹教育センターの設置に伴う教職員組織の改正及び授業料等改正に伴う改正)

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 3 条の規定は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度までの入学生については、従前の例による。
- 3 改正後の学則第 25 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
(入学定員、収容定員の改正及び編入学にかかる所要の改正)

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(入学定員、収容定員の改正)

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(A I 応用研究所の設置、交通機械工学科の新コース設立及び教育創造工学科の「情報の教職課程」の廃止に伴う改正)

附 則

この学則は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(遠隔授業導入に伴う改正)

附 則

この学則は、令和2年11月27日から施行し、別表第1にかかる改正規定は令和2年4月1日から適用する。ただし、第6条第2項にかかる改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(学年暦の変更に柔軟性を持たせ体制の構築を目的とする変更および入試区分の変更に伴う改正)

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(入学定員、収容定員の改正)

別表第1

入学検定料

入試区分	出願方法	検定料
総合型選抜 学校推薦型選抜 一般選抜	入学願書による出願	30,000 円
	インターネット (Web) による出願	28,000 円
大学入学共通 テスト利用選抜	入学願書による出願	15,000 円
	インターネット (Web) による出願	14,000 円

別表第2

入学料

学 科 名	入 学 料
各 学 科 共 通	220,000 円

別表第3

授業料・実験実習費及び教育充実費の年額

学 科 名	授 業 料	教育充実費
各 学 科 共 通	780,000 円	400,000 円

2年次以降の授業料については物価等の情勢により改正することがある。

第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学工学部〇〇工学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め

学士（工学）の学位を授与する

年 月 日

大学印

久留米工業大学長

印

サイズ：横 27 cm、縦 39 cm

(2) 変更事項を記載した書類
(変更の事由及び変更点を
簡潔にまとめたもの)

久留米工業大学学則の一部改正（案）について

久留米工業大学学則の一部を次のように改正する。

改正理由

大学運営の安定化のため、全体の学科定員の見直しを図り、大学全体の収容定員は現員のまま、交通機械工学科及び情報ネットワーク工学科の入学者の状況を踏まえ、入学定員の一部変更を行いたい。

改正事項

新旧対照表のとおり

附 則

この学則は令和5年4月1日から施行する。

(3) 変更部分の新旧対照表

久留米工業大学学則新旧対照表

新					旧				
第1条～第2条 省略					第1条～第2条 省略				
(学部、学科、大学院、入学定員、編入学定員及び収容定員)					(学部、学科、大学院、入学定員、編入学定員及び収容定員)				
第3条 本学において設置する学部、学科、大学院、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。					第3条 本学において設置する学部、学科、大学院、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。				
学部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	学部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学部	機械システム工学	50	4	208	工学部	機械システム工学	50	4	208
	交通機械科	<u>60</u>	8	<u>256</u>		交通機械科	<u>70</u>	8	<u>296</u>
	建築・設備科	80	4	328		建築・設備科	80	4	328
	情報ネットワーク工学	<u>90</u>	4	<u>368</u>		情報ネットワーク工学	<u>80</u>	4	328
	教育創造科	40		160		教育創造科	40		160
第3条の2～第60条 省略					第3条の2～第60条 省略				
<p>附 則</p> <p><u>この学則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>									

学則の変更の趣旨を記載した書類

目 次

1. 学則変更(収容定員変更)の内容……………p.2
2. 学則変更(収容定員変更)の必要性……………p.3
3. 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容……………p.4

1. 学則変更(収容定員変更)の内容

令和5年度から、下記 表1 の通り収容定員の変更を行う。

具体的には、各学科の入学定員ならびに収容定員を適正規模に変更するため、交通機械工学科の入学定員を10名減じ、情報ネットワーク工学科の入学定員を10名増とする。

なお、大学全体として入学定員および収容定員の変更はしない。

表1 変更を行う学科の入学定員及び収容定員

学 科 名	現 行			令 和 5 年 度		
	入 学 定 員	3 年 次 編 入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	3 年 次 編 入 学 定 員	収 容 定 員
機械システム工学科	50	4	208	50	4	208
交通機械工学科	<u>70</u>	8	<u>296</u>	<u>60</u>	8	<u>256</u>
建築・設備工学科	80	4	328	80	4	328
情報ネットワーク工学科	<u>80</u>	4	<u>328</u>	<u>90</u>	4	<u>368</u>
教育創造工学科	40		160	40		160
合 計	320	20	1320	320	20	1320

※変更する定員に下線

2. 学則変更(収容定員変更)の必要性

本学は、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、これを実現するために「知・情・意」すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念としている。

「知」とは、知識、技術や教養を表し、「情」とは、人間愛、人としての優しさを表し、「意」とは強靱な意志力、逞しい精神力を表すものである。この「知・情・意」をバランスよく教育し、修得させることによって、「人間味豊かな産業人の育成」に繋がるという考えに立ち、本学は、教育基本法及び学校教育法に定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的としている(学則第1条)

また、前述の教育理念に従い、アドミッション・ポリシーを定め、種々の入学試験を実施することによって、適切な入学者選抜を行うことにしている。

しかし、学科の中には、近年志願者が減少し、入学定員を充足しない状況にあると同時に社会情勢の変化に伴い、学問分野の需要も変動するため、これらを勘案した結果、全学的な入学定員の見直しが必要ではないかとの意見がでた。

現在、若者の自動車離れが話題にのぼることがあるが、業界としては電気を燃料として走行するため、環境汚染物質が排出されない環境に優しい車に注力している。日本では、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指しており、需要は拡大していくものと予想される。

また、航空関係においては、全国的に操縦士・整備士が不足しており、今後もこの状況が継続すると予想され、本学にも関わる宇宙航空関連分野のエンジニア育成の需要も拡大している。

しかし、相反して本学の志願者数は停滞したままで、交通機械工学科としては、直近5ヶ年は入学定員を下回っている状況である。

一方で、日本国内の企業では、AI人材の不足によってAIの導入が遅れているケースがしばしばあり、今後しばらくはAIエンジニアの需要が高い状況で続くと予想されている。

また、海外の企業でもAIの導入が推進されており、高度なスキルを持ったAIエンジニアの需要は高いと考えられる。

このように近年、AI関連分野の需要が高まっている中、本学では学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として行う体系的な教育プログラムが文部科学大臣により認定された。これにより、情報ネットワーク工学科の志願者数は、増加するものと予想される。

ただし、近年、入学定員のより厳格な管理が求められており、本学においては設置履行状況調査結果において情報ネットワーク工学科は、入学者の選抜の適切な実施等を通じ、入学定員超過の改善に努めることと指摘されている。

以上により、大学全体の入学定員の見直しを行った結果、収容定員の変更を行う必要性があると判断した。

3. 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容について

収容定員変更に伴う教育課程の変更は行わない。

課程の変更は行わないが、本学では第3次中期計画に策定した「学生一人ひとりが成長を実感できる」大学といったビジョンに基づき、「福岡一小さな工業大学」であることを強みとして、多様な学生一人ひとりに寄り添い、それぞれの学びたいという意欲を尊重し、工学技術による地域課題解決を通して自らの成長を実感することができる教育プログラムを提供していく。よって、今回の届出にて変更前と比較して同等以上の内容が担保されると判断する。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について

本学では、クラス担任制度に加え、SA・TA 制度も敷いており優秀な学生に教育補助業務を行わせ、学生生活、履修指導、修学、進路等のサポートを手厚く行っている。

また、教員による学生指導のためのポートフォリオシステムも積極的に活用しており、変更前と比較して内容は担保されると判断する。

(3) 教育組織の変更内容について

常に大学設置基準を遵守し、各学科定められた専任教員数を保っており、学生指導上、十分に対応し得る教員組織を維持する。

また、交通機械工学科においては、収容定員を10名減じるが、既に大学設置基準に定める専任教員数を上回っているうえに、教員組織の縮小等を行わないため、定員変更前と比較して同等以上の教員組織が担保されていると判断する。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容について

情報ネットワーク工学科は、入学定員を80名から10名増の90名とするが、本学には情報館や6号館に端末を常設している教室があるほか、テクノみらい館内に100台の液晶ペンタブレットが並ぶ西日本最大級のコンピュータ演習室があるため、問題なく対応できる施設・設備を有している。また、交通機械工学科も定員減による施設・設備の変更は生じず、大学全体としても今回の届出にての施設・設備の変更は生じず、変更前と比較して内容は担保されると判断する。

学生確保の見通し等を記載した書類

目次

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況p.2
1.1 学生確保の見通しp.2
1.2 学生確保に向けた具体的な取組状況p.3
2. 人材需要の動向等社会の要請p.5
2.1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)p.5
2.2 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであること の客観的な根拠p.7
3. 資料p.9

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

1.1 学生確保の見通し

1.1.1 定員充足の見込み

長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、変更となる学科ごとに理由を以下の通り説明する。

1) 交通機械工学科

直近4ヶ年の入学者は、50名から59名となっており、平均で55名である。ただし、最近では増加傾向にあり、変更後の入学定員を60名とすることで、定員変更後は入学定員超過率を1.0倍に近い適切な入学者数で長期的かつ安定的に確保を図ることができる見通しである。

2) 情報ネットワーク工学科

本学科は、平成31(2019)年度に入学定員を70名から80名に変更を行い、入学定員超過率の適正に努めてきた。

直近5ヶ年の入学者数は、入学定員の変更後も超過率1.3倍程度を推移している。

今回の入学定員変更により、長期的に入学定員超過率1.0倍に近い適切な入学者数とする計画であり、見通しとして安定的に入学者を確保できると考える。

1.1.2 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

<交通機械工学科>

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
志願者数	123	93	90	98	81	97.0
受験者数	123	91	90	98	79	96.2
合格者数	121	92	97	103	88	100.2
入学者数	72	54	57	50	59	58.4
入学定員	80	70	70	70	70	72.0
入学定員超過率(旧入学定員)	0.90	0.77	0.81	0.71	0.84	0.81
入学定員超過率(新入学定員の場合)	1.20	0.90	0.95	0.83	0.98	0.97

表1.交通機械工学科の直近5ヶ年の入学志願状況

<情報ネットワーク工学科>

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
志願者数	236	299	351	383	414	336.6
受験者数	234	294	347	375	408	331.6
合格者数	213	215	187	171	144	186.0
入学者数	97	115	117	101	102	106.4
入学定員	70	80	80	80	80	78.0
入学定員超過率(旧入学定員)	1.39	1.44	1.46	1.26	1.28	1.36
入学定員超過率(新入学定員の場合)	1.08	1.28	1.30	1.12	1.13	1.18

表 2.情報ネットワーク工学科の直近5ヶ年の入学志願状況

1.2 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学では、入試課を中心に企画・立案し、全学的に学生募集を行っている。(予定含む)

(1) 進学相談会等の実施

1) 業者主催の合同進学説明会(会場ガイダンス)

業者主催で、4月から2月まで各都市でのブース形式進学説明会に参加している。

2) 他大学と合同の校内ガイダンス

高校で実施する他大学合同での進学説明会や教員が高校に出向いて講義・ガイダンスなどを実施している。

(2) オープンキャンパス・大学説明会等の実施

1) オープンキャンパス

本学では、毎年オープンキャンパスを3回実施している。高校生の来場実績は表3の通りである。

	H29	H30	R1	R2	R3
開催回数	4	4	3	中止	3
高校生の来場者数	455	480	467	0	248

表 3.オープンキャンパスの直近5ヶ年の来場者数

2) ミニオープンキャンパス(旧キャンパス見学会)

本学では、「実際に大学を見てみたい」という高校生や保護者の方を対象に、年5から7回のキャンパス見学会を開催している。内容として、施設見学、学科説明、入試概要、奨学金などの説明も行っている。高校生の来場実績は表4の通りである。

	H29	H30	R1	R2	R3
開催回数	5	5	5	7	5
高校生の来場者数	68	46	122	111	61

表4.ミニオープンキャンパスの直近5ヶ年の来場者数

(3) 高校訪問・高校での説明会

本学では、九州(沖縄を含む)、山口県の高校を1校あたり年3回ほど訪問、広報活動をし、学生募集を行っている。

(4) その他の各種広告・広報活動による学生募集

1) 各種広報媒体を利用した学生募集

○冊子体等(説明会、資料請求者、進学説明会等)

- ・大学案内パンフレット(毎年発行) 21,000部
- ・ブランドブック 20,000部
- ・データブック 3,000部
- ・女子学生リーフレット 6,000部
- ・在学生リーフレット 20,000部
- ・保護者用案内冊子 20,000部
- ・久工大ニュース(年2回発行) 15,000部

○ホームページ(大学紹介や入試状況等の広報)

○新聞各紙での連合企画

○SNS(LINE等での入試関係案内)

2) 高校生との連携授業

本学と同一法人が運営する祐誠高校と高大連携授業を行っている。

- ・春季 前期:(2年生) 4月~9月までの週1回(全15回) 13:40~15:30 15名
- ・夏季 前期:(2年生) 夏休みの8月に9日間 9:00~15:30 20名
- ・秋季 前期:(2年生) 9月(全2回) 13:00~14:30 40名
- ・秋季 後期:10月から2月までの週2日間(全23~25回) 13:40~15:15 20名

3) 一日大学生

高校生に対し、大学の入門授業(ものづくりの楽しさや工学の面白さを体験する授業)を実施している。

(5) 高校教員となった卒業生との連携強化

高校教員となった卒業生との情報や意見交換の場を設け、卒業生との連携を強化し勤務先高校での進路指導による志願者や推薦入学者の増加を図っている。

(6) 卒業生アンケートの実施

卒業生の声を学生募集に活かすために、良かった点やお勧めできる点等のアンケートを取り集計し、また本学の強みを教職員に周知・徹底したうえで、広報活動に活用している。

定員を確保するにあたって、前述のような様々な取り組みを行って、コロナ禍ではあるものの表5のように定員の確保が出来ている。

	H30	R1	R2	R3	R4
志願者数	832	827	1,006	1,022	919
入学者数	375	381	405	359	360
入学定員	290	320	320	320	320
倍率(志願者/入学者)	2.22	2.17	2.48	2.85	2.55
定員充足率	129.3%	119.1%	126.6%	112.2%	112.5%

表5.直近5ヶ年の志願者・入学者数

さらに、取り組みを強化、推進することで志願者を維持・増加させ学生確保のさらなる安定化を図る。

2. 人材需要の動向等社会の要請

2.1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

1)交通機械工学科

交通機械工学科では、自動車、航空宇宙機を中心に、モビリティ全般の構造、性能、設計、AI や IoT 技術に関わる科目を通じて、モビリティに関連する業界で幅広く活躍できる技術者の人材育成を目的としている。

また、本学科は当初希望した以下のコースに必ず進むことができる点も特徴である。

・航空宇宙システム工学コース

全国でも唯一の「航空宇宙工学」と「先進モビリティ情報技術」を同時に学べるコース。高度な専門知識とマネジメント能力、システムインテグレーション能力を持ち、安全への強い思いをもった技術者を育成する。

・モビリティデザイン工学コース

エンジンやサスペンションなどの自動車の基礎的なところから専門的なところまでしっかりと学ぶ。自動車はどのように造られ、どのようにメンテナンスするかを実践的に学修し、自動車のことについて詳しい技術者を育成する。また、整備士の資格取得についてもバックアップする。

2)情報ネットワーク工学科

情報ネットワーク工学科は、以下の3コースを設けている。この3コースのうち、ひとつのコースを選択して履修するだけでなく、他のコースのカリキュラムも履修し身につけることにより、複合的な専門性を有する人材となり、社会の様々な課題に対して柔軟に対応できる人材育成を行っている。

・ハードウェアコース

電気回路・電子回路の基礎理論、コンピュータによる制御技術それらを応用した組み込みの設計開発などに関わる科目を通じ、ハード・ソフト両面の技術を広く学び将来の日本を支えるものづくり技術者を育成する。

・ソフトウェアコース

インターネットの仕組み、ネットワークの構築やその利用技術、プログラミング、データベースなどに関わる科目を通じ、ネットワークとソフト開発の技術を学びネット社会の核を担う情報技術者を育成する。

・ビジュアルコンテンツコース

コンピュータによる映像や画像(アニメーション、ゲーム、3D-CG、Web デザイン)の設計開発に関わる科目を通じ、論理的な思考力と豊かな表現力・創作力を併せ持つ技術者を育成する。

なお、本学では全学の1年生を対象としたAI・数理データサイエンス教育プログラム「地域課題解決型AI教育プログラム(リテラシー)」を開始し、学科に関わらず全ての学生は本AI教育プログラムを実施しており、本学科の学生は、AI・数理データサイエンスの基礎だけではなく応用を実践し、上記のコースの専門性を組み合わせて地域の課題を解決することのできる人材育成を進めている。

2.2 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

本学の建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」や、教育理念に基づく教育により、民間企業への就職状況は、産業界の好不況や昨今のコロナ禍の悪状況に関わらず、常に九州における就職率の平均値を上回っている。

なお、令和3(2022)年度の民間就職希望者数に対する内定率は、98.4%であった。

よって、建学の精神、教育理念に基づく教育によって社会に要請される人材を輩出していることについては、就職内定率等が上記の通りであることから明らかである。

これより、社会的、地域的な人材需要の動向等について学科ごとに説明する。

1) 交通機械工学科

自動車、航空機・宇宙機を中心に、モビリティ全般の業界では、今後益々発展が期待されており、そのための技術者養成が強く求められている。自動車関連の業界では、新型コロナと半導体不足で4輪車の生産金額は新型コロナ禍前の状況と比べて約18%程度の落ち込みであるが、日本の主要産業であることには変わりなく、今後、2050年カーボンニュートラルに向けて電気自動車を中心とした新機種開発とともに成長が見込まれる。

【資料1】

なお、航空機・宇宙機関連の業界では、2034年には2014年のジェット旅客機の運行機材数と比べて1.87倍の3.7万機と予想されており、それに伴い航空関連エンジニアの需要増加も見込まれている。また、2030年には2010年比で世界全体の2倍、アジア・太平洋地域では3.5倍の整備士が必要であると予測されている。新型コロナ禍で一時的に航空旅客は落ち込んでいるが、今後2年以内に新型コロナ禍前の状況に復帰して再び同様な成長が期待されており、我が国では、2030年訪日外国人6,000万人の政府目

標達成に向けてポストコロナの需要回復・拡大期を見据えた対応を行っている。一方、宇宙産業は新型コロナ禍の影響を受けず順調な成長を遂げている。【資料2】

2) 情報ネットワーク工学科

IT・ICT業界における技術者のニーズは近年さらに増している。従来の専門技術に加えて、AI・人工知能を活用したシステム開発、IoT・クラウドサービスの展開などを実践できる技術者は、IT・ICT業界にとどまらず、農林水産・インフラ・サービス・エンターテインメント等ほぼ全業界で必要とされている。

さらに、文部科学省による「AI戦略 2019」においては、2025年には年間50万人以上の高専・大学卒業生がAI教育を受けるよう勧めている。加えて、「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業DXをけん引する高度専門人材育成事業」を推進しており、前述の技術に加え、それらをデジタルトランスフォーメーションできる人材の育成が急務となっている。

本学科で取り組んでいる3つのコースのカリキュラムは、上記の技術を網羅しており、さらにAI・数理データサイエンス教育プログラム「地域課題解決型AI教育プログラム(リテラシー)」も加わったことで、社会のニーズに合った人材需要を満たすことができるものである。

3. 資料

【資料1】国土交通省航空局 「我が国における乗員等に係る現状・課題」 平成25年11月

【資料2】国土交通省航空局 「航空を取り巻く現状と今後の課題・取組」 令和4年3月

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	イ 今 イズミ 泉 カツ 勝 ミ 己 レイフ <令和3年4月>		農学博士		久留米工業大学学長 (令和3.4～令和9.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。